**【オフサイトPPA契約（発電・小売・需要事業者の間の３者契約）（解説付）】**

**電力供給基本契約書**

Ａ　設備

|  |  |
| --- | --- |
| １　需要施設（第２条⑶） | ２　発電設備（第２条⑴） |
| 別紙１記載のとおり | 別紙２記載のとおり |

契約の対象となる需要施設と発電設備を特定します。

オフサイトPPAの場合、需要施設及び発電設備が１対１ではなく、多対多となる場合が想定されるため、施設等の詳細は別紙に記載する形にしています。１対１の契約の場合は直接この欄に詳細を記載してもよいでしょう。

本契約後に需要施設や発電設備が増える可能性がある場合はあらかじめ「上記設備等、丙が所有する発電設備」などの付記をつけておくか、増えた都度、需要施設や発電設備を追加する内容の覚書などを作成してください。

Ｂ　期間

|  |  |
| --- | --- |
| １　契約期間  （第４条第１項） | 本契約締結日から　　　　年　　月　　日まで |
| ２　電力供給期間  （第４条第２項） | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |

特約

|  |
| --- |
|  |

本契約締結の証として、本証書３通を作成し、各自が記名押印のうえ１通ずつ保有する。

令和　　年　　月　　日

甲（需要家）

●●●●株式会社

　　 代表取締役　　●●●●

乙（小売電気事業者）

●●●●株式会社

　　 代表取締役　　●●●●

丙（発電事業者）

●●●●株式会社

　　 代表取締役　　●●●●

**契約条項**

需要家である●●●（以下、「甲」という。）、小売電気事業者である●●●（以下、「乙」という。）及び発電事業者である●●●（以下、「丙」という。）は、以下のとおり電力供給契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## 第１条（目的）

本契約は、地域における再生可能エネルギーの活用に寄与するため、丙が所有する発電設備で発電される電力を、乙を通じて、甲の所有する需要施設に対して供給する取引について定めることを目的とする。

契約の趣旨を定める条項です。「地域における再生可能エネルギーの活用に寄与するため」の部分は契約の目的に応じて適宜アレンジしてください。

## 第２条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　本発電設備　本契約書頭書Ａ欄２記載の発電設備をいう。

⑵　本発電電力　本発電設備で発電される電力をいう。

⑶　本需要施設　本契約書頭書Ａ欄１記載の需要施設をいう。

## 第３条（本契約に基づく電力供給）

１　丙は、本契約及び乙丙間で別途締結する電力供給に関する約定に従い、本発電電力の全量を乙に供給し、乙はその供給を受ける。

２　乙は、本契約及び甲乙間で別途締結する電力供給に関する約定に従い、丙から供給を受けた本発電電力を甲に供給し、甲はその供給を受ける。本発電電力が本需要施設の電力需要と齟齬する場合、その過不足について以下のとおり対処する。

⑴　本発電電力が本需要施設の電力需要を下回る場合、乙は不足する電力を自らの責任で別途調達して甲に供給する。

⑵　本発電電力が本需要施設の電力需要を上回る場合、乙は余剰の電力（以下、「余剰電力」という。）を自らの責任で第三者に売却することができる。

３　甲は、他の電力に優先して本発電電力の供給を受けなければならない。

本条は電力供給の骨子を定める条項です。

本モデル案の第2項⑴は小売事業者が需要家の需要分を全量供給することを前提としています。部分的な供給にとどまる場合は以下のように書き換える必要があります。

「⑴　本発電電力が本需要施設の電力需要を下回る場合、甲は不足する電力を自らの責任で別途調達する。」

第3項は需要家が発電事業者の電力の供給を受けられるにもかかわらず、他から電力を調達することを禁止する条項です。オフサイト発電事業の採算性の確保するために必要となる約定です。需要家が自分で発電設備を設置してその設備の電力を優先的に使うことも禁止されています。

## 第４条（契約期間及び電力供給期間）

１　本契約の契約期間は、本契約書頭書Ｂ欄１記載のとおりとする。

２　本契約に基づく電力の供給期間は、本契約書頭書Ｂ欄２記載のとおりとする。

## 第５条（環境価値）

１　丙が乙を通じて甲に供給した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値はすべて甲に帰属する。ただし、余剰電力にかかる環境価値は乙に帰属する。

２　本契約の契約当事者は、前項の電力に係る非ＦＩＴ非化石証書などの記録・登録・譲渡等の手続に協力する。

再エネ電力の環境的な価値が誰に帰属するのかを定める条項です。本モデル案では需要家に帰属させる、としています。他の人に帰属させる場合は「甲」をその人の名に変更する必要があります。余剰電力を別途売却することを予定しない場合、第1項の「ただし」以下を削除してください（後記第９条第２項⑵も同様）。

## 第６条（契約上の地位又は債権債務の移転）

本契約の契約当事者は、他の契約当事者全員の事前の書面による同意がある場合を除き、本契約上の地位又は債権債務について、譲渡、担保設定その他の処分を行うことができない。

## 第７条（託送）

１　乙は、本発電設備に関する発電量の予測を自らの責任で行い、本発電設備の発電計画を適時、電力広域的運営推進機関又は送配電事業者に対して提出する。丙は乙に対し、発電計画の作成に必要な情報を提供する。

２　本発電設備に関し、送配電事業者から託送約款等に基づく発電の抑制又は停止の指示があった場合、丙は当該指示に従う。

３　本契約による電力供給に起因する託送料金は乙が負担する。

本条は託送にかかわる事項については小売事業者の責任で対応することを定めています。発電計画の作成と提出も小売事業者がおこなうとしています。発電事業者側でおこなう場合は第1項を以下のように書き換える必要があります。

「１　丙は、本発電設備に関する発電量の予測を自らの責任で行い、本発電設備の発電計画を適時、電力広域的運営推進機関又は送配電事業者に対して提出する。」

## 第８条（業務内容）

以下の業務は乙の責任において行う。

⑴　送配電事業者との間の接続供給契約の締結及び託送料金の支払

⑵　丙及び甲に対する検針結果の通知

⑶　甲に対する電力供給条件についての説明及び書面の交付

⑷　甲による問合せ及び苦情への対応

本条では乙が行うべき業務を明示しています。役割分担については契約の状況によって異なるので、状況に応じてアレンジしてください。

## 第９条（禁止事項）

１　甲は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

⑴　本需要施設に関し、第３条第３項に違反する行為を行うこと。

⑵　本契約に基づく電力供給に重大な支障を来すおそれがある行為を行うこと。

２　乙は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

⑴　送配電事業者との間で締結した接続供給契約を終了させるなど、本契約に基づく電力供給に重大な支障を来すおそれがある行為を行うこと。

⑵　本発電電力の環境価値につき、甲以外の第三者に対する譲渡、移転、担保設定などの処分を行なうこと（ただし、余剰電力の環境価値を除く。）。

３　丙は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

⑴　送配電事業者との間で締結した系統連系契約を終了させるなど、本契約に基づく電力供給に重大な支障を来すおそれがある行為を行うこと。

⑵　本発電電力の環境価値につき、甲及び乙を除く第三者に対する譲渡、移転、担保設定などの処分を行うこと。

## 第１０条（損害賠償等）

１　本契約の契約当事者が本契約に違反し他の契約当事者に損害を与えた場合、損害を受けた契約当事者は賠償を請求することができる。

２　甲が前条第１項⑴に違反した場合、違反にかかる電力の全量を本需要施設に供給したものとみなす。この場合、乙は甲に対し、当該電力量に相当する甲乙間の小売電力供給料金を違約金として支払うよう請求することができる。

　３　第２項における違約金の支払いは、本契約の契約当事者が違約金を上回る損害について賠償を請求することを妨げるものではない。

本条では損害賠償の請求について定めています。

第2項では、需要家が他の電力を優先して使った場合、使った電力量に見合う小売電力料金を違約金として支払わなければならないとしています。これもオフサイト発電事業の採算性を確保するための規定です。

## 第１１条（不可抗力による免責）

　地震、台風、津波、落雷、パンデミックその他の天災地異、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令の改正等の不可抗力により、本契約の履行が不能になった場合、かかる不可抗力により生じた損害については、本契約の契約当事者のいずれも損害賠償の責任を負わない。

## 第１２条（発電事業者の免責）

１　甲及び乙は、気象条件、本発電設備の周辺環境の変化、本発電設備の経年劣化等によって本発電電力の供給が変動又は停止する可能性があることを了解する。丙は、丙の責めに帰すべき事由による電力の供給の変動又は停止によって甲又は乙が損害を受けた場合に限り、当該損害を賠償する責任を負う。

２　甲及び乙は、丙が送配電事業者等から本発電設備による電力の供給の抑制又は停止を要請される可能性があることを了解する。丙は、丙の責めに帰すべき事由による電力の供給の抑制又は停止によって甲又は乙が損害を受けた場合に限り、当該損害を賠償する責任を負う。

３　第７条第１項の発電量の予測に起因するインバランス料金などは乙が負担する。ただし、丙が、丙の責めに帰すべき事由により、本発電設備の故障など発電量の予測に影響を及ぼす情報を乙に告げなかった場合は丙の負担とする。

発電事業者が責任を負う範囲について定める条項です。

発電事業者の損害賠償責任に上限を定める場合、例えば以下のような条項を加えることが考えられます。

「４　丙が本契約に定める義務に違反し、損害賠償責任を負う場合であっても、丙が負う損害賠償の金額は、丙が直近１年間に受領した電力供給料金の合計額の２倍相当額を上限とする。ただし、電力供給期間が１年に満たない場合は、丙が当該供給期間内に受領した電力供給料金の日額平均額の７３０倍相当額を上限とする。」

## 第１３条（補助金等の交付を受ける場合の遵守事項）

丙が本発電設備の設置等にかかる補助金又は助成金の交付申請をする場合、甲及び乙は必要に応じてこれに協力する。

## 第１４条（契約解除）

１　本契約の契約当事者が本契約の全部又は一部に違反した場合、他の契約当事者は、単独で、違反した契約当事者（以下、「違反当事者」という）に対し、１か月以内に違反を是正するよう催告したうえで、本契約を解除することができる。

２　本契約の契約当事者が次の各号の一に該当したときは、他の契約当事者は、単独で、何ら催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができる。

⑴　営業の廃止若しくは解散の決議を行なったとき、又は私的整理の手続に入ったとき。

⑵　差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。

⑶　手形又は小切手を不渡としたとき、その他支払を停止したとき。

⑷　破産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続その他の法的倒産手続開始の申立があったとき。

⑸　監督官庁より営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき。

⑹　本契約に基づく義務の履行が不能になったとき。

⑺　重大な法令違反その他社会的又は経済的な信用を著しく悪化させたとき。

３　前２項に基づき催告または解除を行った契約当事者は、違反当事者以外の契約当事者に対しても、催告または解除を行った旨を通知する。

４　本条により本契約が解除された場合、本契約及びこれに付随するすべての契約はすべての契約当事者の間で将来に向かって効力を失う。

## 第１５条（反社会勢力の排除）

１　本契約の契約当事者は、自己が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

⑴　反社会勢力等が経営に実質的に関与又は支配していること。

⑵　自己若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等のために反社会勢力等を利用していること。

⑶　反社会勢力等に対して資金を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていること。

⑷　自己（役員若しくは経営に実質的に関与している者を含む）が反社会勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　本契約の契約当事者が前項に違反した場合、他の契約当事者は、単独で、何ら催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができる。

　３　第１４条第３項は前項による解除に準用する。

４　第２項により本契約が解除された場合、本契約を解除された契約当事者は他の契約当事者に対し、違約金として各●万円を支払わなければならない。ただし、かかる違約金の支払いは、本契約の契約当事者が違反当事者に対し違約金を上回る損害について賠償を請求することを妨げるものではない。

５　第２項に基づき本契約が解除された場合、本契約を解除された契約当事者は、他の契約当事者に対し、損害の賠償を請求することができない。

反社会勢力等との間の取引を排除するための条項です。

第４項の違約金については、以下のように具体的な金額を盛り込まない条項にすることもできます。

「４　第２項に基づく本契約の解除により、本契約を解除された契約当事者は、他の契約当事者が契約の解除によって被った一切の損害を賠償する責任を負う。」

## 第１６条（守秘義務）

　本契約の契約当事者は、本契約の締結及び履行の過程で他の契約当事者（以下、「開示当事者」という。）より知り得た、公開されていない一切の情報（個人情報を含む）を、開示当事者の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならない。本契約の契約当事者は、本契約の終了後も本条の守秘義務を遵守する。

## 第１７条（協議条項）

本契約の契約当事者は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合、本契約の趣旨に従い誠意をもって協議する。

## 第１８条（合意管轄）

　本契約の契約当事者は、丙の本店所在地又は本発電設備の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を本契約に関する紛争の専属的な管轄裁判所とすることを合意する。

別紙１（本需要施設（本契約書頭書Ａ欄１、第２条⑶））

１　所　在

　　施設名

２　所　在

　　施設名

３　所　在

　　施設名

４　所　在

　　施設名

５　所　在

　　施設名

別紙２（本発電設備（本契約書頭書Ａ欄２、第２条⑴）

１　所　　　在　　●●

設備の概要

太陽光発電モジュール

数　量　　　　　　　ｋＷ

２　所　　　在　　●●

設備の概要

太陽光発電モジュール

数　量　　　　　　　ｋＷ

３　所　　　在　　●●

設備の概要

太陽光発電モジュール

数　量　　　　　　　ｋＷ

４　所　　　在　　●●

設備の概要

太陽光発電モジュール

数　量　　　　　　　ｋＷ

５　所　　　在　　●●

設備の概要

太陽光発電モジュール

数　量　　　　　　　ｋＷ